

令和 8 年 9 月 2 4 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、亀田ジム所属ボクサーである佐野遥渉（ライセンスNo.49668）選手を令和 8 年 9 月 22 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

理由： 亀田ジム佐野遥渉選手は、令和 8 年 9 月 23 日試合の前日計量において 0.1 kg 体重超過となり計量失格となった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は佐野遥渉選手を令和 8 年 9 月 22 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、亀田ジムのマネージャーである嶋聡（ライセンスNo.39827）氏を厳重注意処分とする。

理由：嶋聡氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション